

弘前大学医学部医学科学生の皆さんへ

新型コロナウイルス感染が、重篤な問題となっています。患者さんの命を守る医療現場が機能不全に陥ることは、何としても防がなければなりません。一方で、長期的展望に立って医学教育を継続することも大切で、皆さんの理解と協力が不可欠です。

1. 体調管理には細心の注意を払い、毎日、健康チェック表を記入してください。
2. 医学研究科/医学科のホームページ（HP）の **学生掲示板（HP画面右側の赤バナー <http://www.med.hirosaki-u.ac.jp/web/studentboard.html>）を頻繁にチェックしてください。**ここには、「学生の皆さんへ（連絡事項等）」や「遠隔授業（HOLS）」に関する最新情報が掲載されますので、こちらの掲載内容を優先してください。
3. 前期は、遠隔授業で行われますので、計画的に受講して勉学に努めてください。
4. 日常生活での留意点として、**「3つの密が重なる場」を避けてください。**感染のリスクが高くなるおそれがあることを念頭に、換気の悪い**密閉空間**、多くの人が**密集**する場所、近距離での会話や発声する**密接**場面となるような場所への出入り、多人数での会食は出来る限り自粛するようお願いします。

アルコールを提供する飲食店でのアルバイトは、禁止となります。

行動制限が解除されたからといって油断することなく、例えば、飲酒にあってはできるだけ短時間で切り上げる、会話の際には口に手をかざす、大きな声を出さない、アルバイトにあっては適宜マスクを着用する、三密を避けることができそうにないような環境のお店については控えるなど、感染予防の観点から十分に注意するようにしてください。

5. **課外活動は、再開に向けた手順を行っていますので、その手順に従ってください。**3密を避けた安全性を確認した上での許可制となります。
6. **旅行などの移動は、控えてください。**附属病院からの周知と同様で、医学科の皆さんも、目的の如何にかかわらず「感染経路不明の患者が多数発生している地域に行った場合には、弘前に戻った翌日より14日間の登校制限とし、自宅待機の上、1日2回（朝・晩）検温を行い、健康状態を確認する。」となります。

対象地域（5月25日現在）＝北海道、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、愛知県、岐阜県、石川県、大阪府、京都府、兵庫県、福岡県。公共交通機関の乗継ぎ等のため対象地域を経由する場合も含まれます。※移動制限については、政府の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除後14日間の国内感染動向を確認した上で徐々に緩和していく予定です。

7. 経済的問題が発生した場合には、医学科学務もしくは全学の学生課に相談してください。弘前大学生活支援奨学金等の貸与が可能です。

以上は、あくまで現時点での状況に基づくものです。今後の状況次第では変化する可能性がありますので、今後の通達に従って臨機応変に対応してください。

令和2年5月27日

弘前大学医学部長 廣田和美
医学科学務委員長 鬼島 宏